

| | | |
|----------------|--|--|
| 第 4472 号 |  リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 4月25日 水曜日 |
|----------------|--|--|

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

④ 災害の場合の資本的支出と修繕費

Q：災害により被害を受けた固定資産に手を入れた場合は、資本的支出になりますか、それとも修繕費になりますか？

A：次のようになっています。

【解説】

災害により被害を受けた固定資産（被災資産）について次の費用を支出した場合は、それぞれ次のように取り扱われることとなっています。

- ①被災資産につきその原状を回復するために支出した費用は、修繕費に該当する。
- ②被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出した費用について、法人が、修繕費とする経理をしているときは、これを認める。
- ③被災資産について支出した費用（上記①又は②に該当する費用を除く）の額のうち資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでないものがある場合において、法人が、その金額の30%相当額を修繕費とし、残額を資本的支出とする経理をしているときは、これを認める。

なお、法人が、被災資産の復旧に代えて資産の取得をし、又は特別の施設（被災資産の被災前の効用を維持するためのものを除く）を設置する場合のその資産又は特別の施設は新たな資産の取得に該当し、その取得のために支出した金額は、これらの資産の取得価額に含めることとなりますので注意してください。

